

高齢者の住まいの確保について①

資料9-5

○ サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進

【取組概要等】

- サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度については、バリアフリーなどのハード面と高齢者生活支援サービスに係るソフト面において、事業者が登録基準を満たす住宅を整備するよう、福祉施策と連携し、事業者向け説明会の開催やパンフレット配布などの普及啓発により、事業者の登録を促進【住宅政策本部】
- サービス付き高齢者向け住宅等の整備を行う事業者に対し、整備費の一部を補助することにより、地域密着型サービス事業所との連携や一般住宅との併設など、多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進する。また、整備費や家賃等を補助する区市町村への財政支援により、高齢者が適切な費用負担で入居できる、緊急時対応や安否確認等のサービスも兼ね備えた住宅の供給を促進【住宅政策本部】
- 地域の介護・医療事業者と適切に連携するサービス付き高齢者向け住宅に対し、併設する介護・医療サービス事業所等の施設整備費の一部を補助することにより、地域の介護・医療の拠点としても機能する住まいの供給を促進【福祉保健局】

※「未来の東京」戦略

政策目標：サービス付き高齢者向け住宅等を2025年度までに28,000戸整備

⇒ 令和2年度末までの供給実績 22,819戸

<内訳>・サービス付き高齢者向け住宅 16,265戸

・東京都高齢者向け優良賃貸住宅 1,193戸※1

・(独)都市再生機構が管理する高齢者向けの優良な賃貸住宅等 5,369戸

※1 (独)都市再生機構が地方公共団体の要請に基づいて整備・管理を行う高齢者向けの優良な賃貸住宅等8戸を含む

【今後の取組】

◆引き続き上記の取組を実施することにより、サービス付き高齢者向け住宅等の整備を促進

(「未来の東京」戦略 3か年のアクションプラン 計画：1,200戸/年(供給実績や国の住生活基本計画の改定の動き等を踏まえ、必要に応じて再設定))

◆高齢者や整備事業者のニーズを踏まえた施策の展開により、引き続き整備を促進

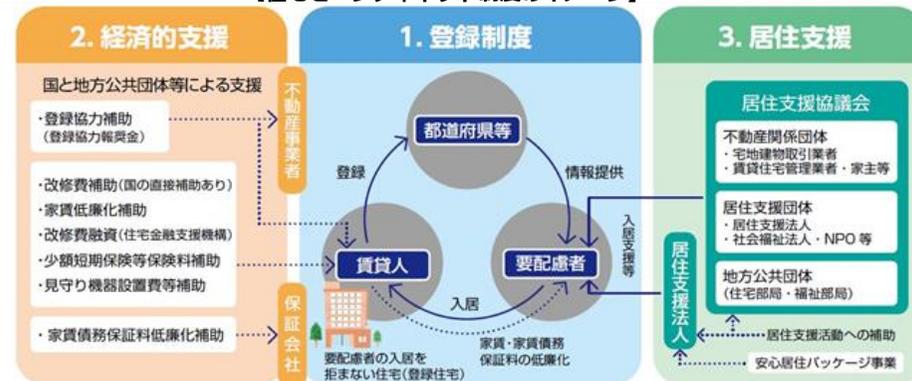
◆サービス付き高齢者向け住宅の事業形態・サービス等の状況や、見守りサービスの市場動向、高齢者と一般世帯との交流事例などについて4年度に調査を行う予定

○ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

【取組概要等】

- 住宅セーフティネット法の改正(平成29年4月)を受け、同年10月に住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅(都の愛称：東京ささエール住宅)の登録制度を開始するとともに、同年12月から賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う「居住支援法人」の指定を開始(令和2年度末現在 35法人)
- 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の貸主等へ改修費や家賃・家賃債務保証料の低廉化に係る補助を行う区市町村に対し、平成30年度から財政支援を開始。要配慮者の入居に伴う貸主等の不安やリスクを軽減するため、令和元年度から、貸主が被る損失を補償する少額短期保険等保険料の補助を開始。2年度からは、専用住宅への登録等を要件とした報奨金制度の創設や、見守り機器の設置に係る初期費用を支援し登録促進を強化
- 東京ささエール住宅の居住の質の向上に向け、3年度からは、要配慮者の属性等に応じたきめ細かい居住支援サービスを提供する居住支援法人に補助するモデル事業を開始

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



※『東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画』(平成30年3月)

政策目標：2025年度までに登録住宅3万戸 ⇒ 実績：39,469戸(令和2年度末現在)

【今後の取組】

◆ 専用住宅の登録促進や入居者の安全性等の向上を図るため、高齢者等に高いニーズがあるバリアフリー改修や、ヒートショック対策設備などを設置した貸主に補助する新たな事業を4年度から実施予定

高齢者の住まいの確保について②

○居住支援協議会による民間賃貸住宅への入居促進

【居住支援協議会とは】

- 住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や不動産関係団体、居住支援団体が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する

※根拠法令：住宅セーフティネット法（H29.10改正）第51条第1項

【取組概要】

- 広域自治体として、全国の居住支援協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する財政支援等により、区市町村協議会の設立を促進するとともに、協議会で行う入居可能な賃貸住宅の情報提供やマッチングなどの活動を支援
- 先進事例等を紹介するセミナーの開催（区市町村向け、不動産関係団体及び居住支援団体向け）や、パンフレットを作成・配布することによる普及啓発活動を行い、区市町村協議会の設立を促進するとともに、活動費用の補助などによる活動支援を実施

※『「未来の東京」戦略 ～渋沢・後藤の精神を受け継ぎ、新たな地平を切り拓く～』

政策目標：住宅確保要配慮者への支援を実施する居住支援協議会の設置促進……2025年度 区市の3分の2以上

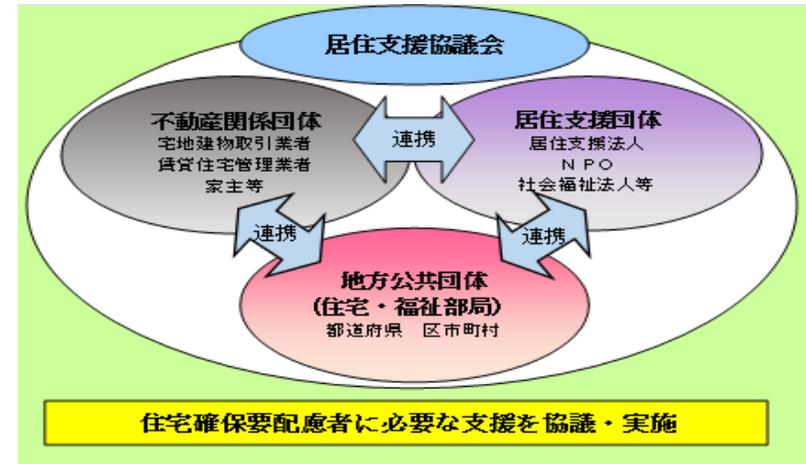
東京都居住支援協議会

広域的な立場として、区市町村による協議会の設立促進・活動支援や、広く都民への啓発活動などを実施

【東京都居住支援協議会の取組予定（令和4年度）】

- ◆ 区市町村向けセミナーの開催
（協議会設立促進に関する講演、都内既設協議会の活動報告 等）
- ◆ 不動産関係団体及び居住支援団体向けセミナーの開催
（学識経験者の講演、居住支援法人による活動事例紹介 等）
- ◆ 居住支援協議会パンフレットの更新・配布
- ◆ セーフティネット住宅の登録促進を目的として、賃貸住宅オーナー向けチラシの更新・配布や、登録事務を支援する取組を実施
- ◆ 区市町村協議会活動費用の補助などを通じ、区市町村協議会の設立促進、活動の活性化支援

設立促進
・
活動支援



区市町村の居住支援協議会

地域の実情に応じて、住宅確保要配慮者への支援に係る具体的な取組を実施

※区市居住支援協議会による取組例

- ・住宅確保要配慮者の相談に応じて、助言を行うとともに、不動産関係団体協力のもと協力不動産店リストを提供
- ・住まい探しにお困り方への支援として、住まいの相談窓口を設置

都内居住支援協議会 設立状況（令和3年12月末時点）

⇒17区9市で設立（設立順）

江東区、豊島区、板橋区、調布市、八王子市、千代田区、杉並区、世田谷区、日野市、多摩市、文京区、江戸川区、台東区、北区、練馬区、狛江市、町田市、葛飾区、大田区、新宿区、品川区、西東京市、府中市、足立区、中野区、立川市